

中澤省一郎のSS経営メールマガジン No.64

(配信は不定期です。できる限り月1回以上は配信します)

第一部 JX6月。昭和シェルも5月からRIM連動 ⇒ CIF? 原油連動へ

本日(18日)の燃料油脂新聞1面に「昭和シェル新仕切り採用—原油に軸足。指標を一部変更」という記事が掲載されています。昭和シェルと出光は、価格決定を完全「ブラックボックス化」してしましたので、本来、これは「変更」ではないと思います。どうして、これを「変更」という必要があるのでしょうか?

仮に「ブラックボックス化」をやめて、原油価格を使ったフォーミュラにするのであれば、明確な「変更」なのですが……理由「RIM連動 ⇒ 原油(CIF?)連動」を明確なメッセージを他の元売り等に発しているものと推察されます。

「RIM連動」⇒「原油(CIF?)連動」というコスモ、JXの流れと同一の方向性です。(メルマガNO63参照)

NO63で記載した内容も私の推定に一部間違いがありましたので修正して、昭和シェルも加えます。

4月実施のコスモ、5月実施の昭和シェルと6月実施のJXの仕切り変更の概要は以下の通り(一部中澤推定)です。

	コスモ	昭和シェル	JX
変更日	H26.4.1	H26.5.1	H26.6.1
期間	週単位	週単位	週単位
通知日	金曜日→月曜日	金曜日→火曜日	金曜日→水曜日
対象	全油種	全油種	全油種
基本フォーミュラ	変わらず	公表せず	変わらず
基準価格	①コスモ指標価格 ②①50%+CIF50% 2者択一	なし RIM重視→原油価格重視	JX先行価格指標 CIF(原油価格)に連動
CIF価格	基準マージン設定	基準マージン等不明	基準マージン等は不明
下限価格	なし	なし	廃止
ブランド料	3.5円→3.0円	非公表	3.0円
卸格差	△0.5円	非公表	△1.0円?
SS規模格差	明記なし	非公表	△1.0円?
特約店規模格差	明記なし	非公表	△0.5円?

キーワード RIM排除でCIF復帰

H20.10の市場連動導入(TOCOM、RIM)から6年弱で市場連動しなくなり、CIF(原油価格)連動が復活します。4月からコスモが採用しなくなり、5月には昭和シェル、6月からは、JXも不採用で、全ての元売がRIMもTOCOMも不採用になります。

- H20.10の市場連動を導入したのは、H16年独禁法報告書を受けてでした。

その理由は ◎理由1 透明性の確保

◎理由2 系列・業転格差の変動と逆転の回避で末端市況の回復

理由1は完全になくなり、理由2も復活する可能性があります。

- 私の希望としては、コスモのCIF等ではなく、

通知日前日の「ドバイ原油の時価+タンカー運賃の時価+原油ガス税等」に連動させてほしいと考えます。

(タイムラグを最小限にする)

また、

- JXは金曜日通知を水曜日通知に変更→JXは「後出しジャンケン」を維持したのですから、

スポット業転の月次平均4RIM調整を廃止することは実行していただきたい思います。ここは、要注意です。

仮に、スポット業転の月次平均4RIM調整が存続し、系列の4RIM調整がなくなるか、対象の会社が大幅に縮小された場合には、「系列・業転格差が大幅拡大」する可能性が強く、SSの淘汰が一気に進む可能性が強くなります。

第2部 PB食品の製造者明記へ：GSはどうなるか？

昨日の日経新聞をご覧ください。

http://www.nikkei.com/article/DGXNASDG17019_X10C14A4CR0000/

PB食品への製造者名の明記を義務付けるとのことです。

今までは、「販売者」のみの記載でOKでしたが、製造者も記載しなければならないことになるとのこと。NB（ナショナルブランド）メーカー品とPBでは、1，2割の価格差があります。

マヨネーズを例にしましょう。

マヨネーズのNBは、キューピーと味の素です。イオン等のスーパーではPBが安く売られています。

でも、多くの方は、「私はキューピー（味の素）が好き」と思って、少し高くてもNB商品を購入します。

前提条件は、「PBの製造者≠キューピー（味の素）」です。

ここで、もし、PBの製造者が明記され、そこにキューピー、味の素と記載されたらどうなるのでしょうか？

NBメーカーの選択肢は3つです。

- A**：販売数量が落ちてもPBは製造しない。
- B**：NBからPBへのシフトが起きるのを覚悟の上、PBの製造を継続する。
- C**：NBとPBの品質格差を明確にして、PBと同品質のNBの販売は大幅削減する。

おそらく、キューピーと味の素は**C**を選択すると思います。

一方、石油業界の目を転じると、**C**の選択が可能なものは、オイルだけです。

Aか**B**かの究極の選択を迫られる可能性があります。

現時点では、ガソリンスタンドで販売する石油製品に製造者の明記義務はありませんが、世の中の流れは「製造者明記」であることをご理解ください。

- 流通証明書の法定化
- 流通証明書の適用範囲の拡大（ガソリンのみからガソリン・軽油・灯油等の全油種へ）
- 消費者への開示義務

の可能性があります、流通証明書の法定化するのであれば、多くが対応可能になります。

次のメルマガで可能な限り詳解したいと思います。

メール配信を希望される方は公式HPからお申し込みいただけます。 <http://nakazawa-cpa.net/>

公認会計士・税理士 中澤省一郎